

「貸与奨学金返還確認票」の確認及び各種変更手続き等について

1. 貸与奨学金返還確認票の記載内容の確認

- (1) 借入金額・貸与状況等の印字内容について、間違いがないか確認してください。
 ※この確認票は、2023年9月初旬に発行されたものです。それ以降に借入金額等の変更手続きをした場合は、その内容を反映した確認票を後日お渡しします。
- (2) 「人的保証」選択の奨学生は、連帯保証人・保証人にも必ず内容を確認してもらってください。
- (3) 「貸与奨学金返還確認票」は、大切に保管してください。

2. 各種変更手続きについて

スカラネット・パーソナルで届出するもの以外は、貸与中は学生生活支援課に提出してください。

	事項	変更内容	届出するもの	提出期限
在 学 中	住所	本人の現住所の変更 連帯保証人・保証人の住民票住所、本人以外の連絡先（機関保証）の現住所の変更	「住所変更届」 ※2019年度以降採用者でマイナンバー提出済の場合、奨学生本人については届出不要	2024年1月12日(金) *改名の場合は、 2023年12月8日(金)
	氏名	本人の <u>姓</u> の変更 連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物の <u>姓</u> の変更	「改氏名届」 「連帯保証人・保証人等変更届」及び必要書類	
	人物	連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物変更		
	利率	利率の算定方法の変更（第二種のみ）	「第二種奨学金「利率の算定方法」変更届」	2023年11月24日(金)
	返還方式	定額返還方式と所得連動返還方式の変更 ※第一種奨学金（機関保証）のみ	「第一種奨学金 返還方式変更届」	
貸 与 終 了 後	住所 勤務先	本人・連帯保証人・保証人の現住所、勤務先、電話番号	貸与終了後にスカラネット・パーソナルで変更	/
携帯 電話 メール アドレス	本人、連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先の携帯電話番号・Eメールアドレス	貸与終了後にスカラネット・パーソナルで変更		

- 注意：・第二種の「利率の算定方法」は、提出期限以降は変更できません。
- ・第一種の「返還方式」は、提出期限後は、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
 - ・「住所」、「氏名（姓のみ）」の変更は、貸与終了後にスカラネット・パーソナルから行えます。この場合の変更可能時期は、奨学生本人については2024年3月中旬以降、連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先については、2024年4月中旬以降です。

- ・連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物変更は、貸与終了後は「連帯保証人・保証人等変更届」及び必要書類を日本学生支援機構基盤業務課へ提出してください。
- ・「特に優れた業績による返還免除」の申請者は、全額免除または一部免除の認定結果が判明する前に全額返還又は一部繰上返還をしないようにしてください。

3. 返還に関する制度について

- 在学猶予 …貸与終了後引き続き在学する場合（進学や留年等）、在学期間中の返還を猶予する制度。スカラネット・パーソナルから手続きしてください。
※「在学猶予願」を提出した後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなった場合は、必ず在学中にスカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。
- 繰上返還 …返還に余裕がある場合に、全額又は一部を繰り上げて返還できる制度。スカラネット・パーソナルから申し込んでください。
- 減額返還 …当初の割賦金を1/2または1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばして返還する制度。
- 返還期限猶予…返還が困難になった場合に返還期限を猶予（先延ばし）できる制度。
- 猶予年限特例…一定の収入・所得を得るまで返還期限を猶予できる制度。
- 返還免除 …次の場合、願い出により返還が免除されることがあります。
 - ・奨学生本人が亡くなった場合
 - ・奨学生本人が精神または身体の障害により返還ができなくなった場合
 - ・大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた場合

